

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(医療費助成等)
調整の方針	<p>(案) 重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。 乳幼児医療費助成事業については、南部川村の例とする。老人医療費助成については、南部町の例とする。 ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。</p>		
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考
重度心身障害者等 医療費助成	<p>【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から2級までの者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、3級に該当し住民税非課税世帯の者(入院外の医療費も対象) 療育手帳のA又はBの交付を受けている者 特別児童扶養手当の支給を受けている者で1級に該当する者 その他町長が上記と同程度の身体又は精神の障害を有すると認められたもの (障害者年金1級から2級の者、精神障害者も対象) 所得制限あり 医療費には入院時の食事負担も含む</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から2級までの者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、3級に該当し住民税非課税世帯の者(入院にかかる医療費に限る) 療育手帳のAの交付を受けている者 特別児童扶養手当の支給を受けている者で1級に該当する者 その他村長が上記と同程度の身体又は精神の障害を有すると認められたもの (該当なし) 所得制限なし 医療費には入院時の食事負担は含まない</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。</p>
乳幼児医療費助成	<p>【助成対象者】 3歳に満たない者(入通院) ・3歳~就学前(入院のみ) 医療費には入院時の食事負担も含む</p> <p>【助成方法】 現物給付(日高郡外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>【助成対象者】 3歳に満たない者(入通院) ・3歳~就学前(入院のみ) 医療費には入院時の食事負担は含まない</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>乳幼児医療費助成事業については、南部川村の例とする。 入院時の食事負担は対象外とする。</p>
老人医療費助成	<p>【助成対象者】 町内に住所を有する67歳以上の者 所得制限あり</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>【助成対象者】 村内に住所を有する67歳以上の者 所得制限あり 平成14年8月以前対象者に経過措置</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>老人医療費助成については、南部町の例とする。</p>
ひとり親家庭 医療費助成	<p>【助成対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない男子又は女子及びその児童 所得制限あり 医療費には入院時の食事負担も含む</p> <p>【助成方法】 現物給付(日高郡外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>【助成対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない男子又は女子及びその児童 所得制限なし 医療費には入院時の食事負担は含まない</p> <p>【助成方法】 現物給付(日高郡外で受診した場合は現金支給)</p>	<p>ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。</p>

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(医療費助成等)
調整の方針	<p>(案) 精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により重度心身障害者等医療費助成事業に一元化する。 特別医療費助成事業については、南部町の例による。但し、入院時の食事負担は対象外とする。 妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、合併時に廃止する。</p>		
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考
精神障害者医療 通院治療費助成	<p>(重度心身障害者等医療費助成事業)</p> <p>【助成対象者】 重度心身障害者等医療費受給者 障害基礎年金 1級～2級 精神の障害を有すると町長が認めた者 通院治療費自己負担分5%分を補助(負担分全額)</p> <p>【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)</p>	<p>【助成対象者】 精神保健法第32条の対象となった者。但し、生活保護法の規定による保護を受けているものは除く 通院治療費自己負担分5%分を補助(負担分全額)</p> <p>【助成方法】 現物給付と現金支給の併用</p>	<p>精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により一元化する。</p>
特別医療費助成	<p>【助成対象者】 災害等による生活困窮者 医療費には入院時の食事負担も含む</p> <p>【助成方法】 現金給付(償還払い)</p>	実施していない	<p>特別医療費助成事業については、南部町の例による。但し、入院時の食事負担は対象外とする。</p>
妊産婦医療費助成	<p>【助成対象者】 妊婦(妊娠の届出から妊娠でなくなる日まで) 所得制限なし 医療費には入院時の食事負担も含む</p> <p>【助成方法】 現金給付(償還払い)</p>	実施していない	<p>妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、合併時に廃止する。</p>
赤ちゃん誕生祝金	実施していない	<p>【目的】 少子化対策として出産を奨励し、子供の人口の増加を図り、活力のある村づくりを推進する</p> <p>【助成対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を2人以上養育している者で、第3子以降を出産した場合(一時転入者は除く)</p> <p>【助成額】 第3子 30万円 第4子以降 80万円</p>	